

平成二十九年四月二十日提出
質問第二四六号

テロ等準備罪の対象犯罪の絞り込みに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠 二

テロ等準備罪の対象犯罪の絞り込みに関する質問主意書

政府の作成した資料「テロ等準備罪」の対象犯罪」において、「今般の法案」では、「組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもののみを限定的に規定」し、「対象犯罪合計二百七十七個」と明示されているが、これに関して、以下質問する。

一 テロ等準備罪の処罰対象となる犯罪の選定は、「組織的犯罪集団の実行の計画が現実的に想定されるか否かという基準」により行われたと承知しているが、その基準の詳細について具体的に示されたい。

二 テロ等準備罪の処罰対象となる犯罪の選定は、「組織的犯罪集団の実行の計画が現実的に想定されるか否かという基準」によっていると承知しているが、この対象犯罪の絞り込みにあたり、過去の起訴件数の多寡は考慮されているのか。

三 過去の起訴件数が数件程度と極めて少ないにもかかわらず、「組織的犯罪集団の実行の計画が現実的に想定される」ものとして二百七十七の対象犯罪に含まれたものはあるのか。対象犯罪を具体的に示された
い。

右質問する。